

ワンズオフィス社 労士事務所 / ワンズライフコンパス
マンスリーニュース
～ 時間外労働の上限規制・12月の事務トピックス～

2023 / 11 / 28 299号

ワンズオフィス社 労士事務所・ワンズライフコンパス株式会社 社労士大関ひろ美
〒151-0064 東京都渋谷区上原 1-17-3-101 TEL 03-6677-9717



I. 時間外労働の上限規制

時間外労働の法定の上限は、原則として月 45 時間、年 360 時間です。

臨時的な特別な事情がある場合でも年 720 時間、単月 100 時間未満（休日労働含む）、複数月平均 80 時間以内（休日労働含む）*とされています。（働き方を推進するための関係法律の整備に関する法律により改正された労働基準法によるもの）

- * 限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年 6 か月が限度。
- * 単月 100 時間未満と複数月平均 80 時間以内の時間判定には法定休日労働を含める。
- * 一部の業種と業務（建設業・事業者運転の業務・医業に従事する医師・鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業）には、令和 6 年 3 月 31 日まで適用猶予あり。

II. 長時間労働事業所への労基署立ち入り調査結果

厚生労働省は令和 4 年度に実施した長時間労働が疑われる事業所への労働基準監督署の指導結果を発表しました。

労働者や情報提供元から時間外・休日労働時間数が 1 か月あたり 80 時間を超えていると考えられる事業所や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業所が対象になったようです。

対象となった 33,218 事業場に対して監督指導が行われ、81.2%の 26,968 事業場に労働基準法関係法令の違反がありました。

そのうち一番多かったものが 42.6%の 14,147 事業場で違法な時間外労働があり、賃金不払い残業は 3,006 事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものは 8,852 事業場でした。これらに対して、是正・改善に向けた指導が行われました。

厚生労働省は、長時間労働の是正に向けた取り組みを引き続き行い、今年の11月「過重労働解消キャンペーン」期間中にも重点的な監督指導を行う。としていましたので、調査結果は後ほど公表されると思われます。

厚労省が公表している過重労働については、時間外・休日労働が、月100時間を超えたとき もしくは 2～6か月平均で月80時間を超える（通称、過重労働ライン） ような状況になると様々な健康障害を引き起こす危険性があるとしています。臨時的な繁忙期業務など年6回に限って長労働時間の延長できる条項を36協定につて延長できる時間の上限は、「過重労働ライン（過労死ラインと表現する人もいます）」を参考にして決められています。

社員が、うつ病や適応障害などの精神疾患や、心筋梗塞・脳梗塞などの脳・心臓疾患で、発病の起こった原因が業務によるものであったと判断されると、労災補償の対象になります。加重労働があると、社員の健康被害・生産性の低下・企業の安全配慮義務違反・社会的評価の低下と、これらの負の連鎖が起こります。日頃から継続して適切な環境への取り組みをお願いしたいと思います。

尚、長時間労働の上限時間の対象に猶予期間が設けられている「建設業・事業者運転の業務（トラック・バス・タクシー運転手等）・医業に従事する医師」については、上限の猶予期限が令和6年3月31日に迫っているために、時間外削減への取り組みがなされ社会的に影響が大きいです。

Ⅲ. 12月の事務トピックス

- (1) 住民税の納期の特例を受けている企業様は、12月11日は住民税の納期の特例の納入期日です。6月から11月までに特別徴収した住民税を納入ください。
- (2) 賞与を支払う企業様は、支払日から5日以内に賞与支払届を年金機構へ提出します。支払い予定月を事前届けていて、今期に支払いがない企業様は、賞与不支給報告書を提出します。当方へ給与計算をご依頼いただいている企業様は、通常通り電子申請します。
- (3) ご連絡：ワンズオフィス社労士事務所/ワンズライフコンパスは本年2023年からすべてのお取引様に年始の賀状を取りやめました。こちらあての年賀状もご心配なさらぬようお願い申し上げます。

